

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松島町	松島町 全域	平成25年3月	令和3年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	962 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	574 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	43 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

経営面積拡大の意思のある担い手は多いものの、現時点で集積されていない農地は、耕作条件が悪く水稲経営が難しい農地が多く、集積方法や活用方法が課題となっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

町内全域に中心経営体である認定農業者が多く、集落営農組織も存在するため、法人を中心に集積・集約化を行う。また、北部地区においては、他市町村からの入作もあり、認定農業者の受入れも促進する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、619筆、672,520㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構への貸し付けを積極的に行い、集積・集約化を促進する。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

生産力強化への取組方針

JAや農業改良普及センターと協力をを行いながら、農業の生産コストの縮減や高収益作物導入等による農業所得の向上に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

町、鳥獣対策協議会、地域が一体となって被害防止対策や捕獲体制の構築等に取り組む。